



平成 26 年 7 月 11 日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 リ ソ ー 教 育
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 岩 佐 実 次
(コード番号：4714 東証第一部)
問 合 せ 先 責 任 者 取 締 役 管 理 企 画 局 局 長 天 坊 真 彦
(TEL 03-5996-3701)

特別利益（売上返戻等引当金の取崩し）及び 特別損失（減損損失）の計上に関するお知らせ

当社は、平成27年2月期第1四半期において、売上返戻等引当金の一部を取崩し、特別利益を計上するとともに、特別損失（減損損失）を計上いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特別利益（売上返戻等引当金の取崩し）の計上について

(1) 売上返戻等引当金計上の経緯

当社は、平成26年2月10日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」において公表しております第三者委員会の調査結果を踏まえ、平成26年2月14日付「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度に係る決算短信等（訂正版）の公表について」のとおり、過年度の決算訂正を行いました。

その過程において、不適切な会計処理による影響額を算定するに当たり、契約者からの返金又は授業実施等の申し出に備え、根拠資料の所在が不明な授業実施コマ数に授業料単価を乗じた金額を、「売上返戻等引当金」として計上いたしました。

なお、退会生については、当該金額から特定商取引に関する法律第49条に基づき、中途解約の場合に請求し得る損害賠償の上限額を控除した金額を計上しております。

(2) 売上返戻等引当金の取崩し

退会生に係る売上返戻等引当金については、平成26年4月18日付「退会者の皆様に対する返金に関するお知らせ」において公表した返金の方針、スケジュール等に沿って、平成26年5月末までに返金手続きが終了または平成26年6月末までに返金額が確定している退会者の皆様についての当該引当金を取崩すことといたしました。

また在籍生に係る売上返戻等引当金についても、未実施の授業コマ数や映像講座としての受講有無について各ご家庭と直接確認がとれた部分について、当該引当金を取崩すことといたしました。

(3) 特別利益の計上

売上返戻等引当金を取崩した額と、授業等を実施していないことが確認できた結果、返金（返金予定）または授業実施することになった金額との差額703百万円を、売上返戻等引当金戻入額として特別利益に計上いたします。

2. 特別損失の計上について

当社の映像講座にかかるコンテンツのソフトウェア等について、今後の事業環境等を踏まえ回収可能性について検討した結果、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき固定資産の減損処理を行い、減損損失として200百万円を特別損失に計上いたしました。

なお、以上の特別利益及び特別損失につきましては、本日公表しました「平成27年2月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に反映しております。

以 上